

2013年8月7日

会 員 各 位

(解体用機械を使用されている会員)

(一社)日本鉄リサイクル工業会
業務対策委員長

解体用機械使用に関する労働安全衛生規則の改正

本年7月1日より、解体用の車両系建設機械の内、**鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機**の使用について、安全衛生規則が強化されました。今回の規則改正については、当工業会は厚労省から正式な通達を直接受けてはいませんが、会員の中には建設解体業に従事されている会員、また建設解体用以外で対象となる機械を使用されている会員もいらっしゃいますので、改正された内容の概略を下記の通りお知らせ致します。

記

1. 規制の対象となる機械

今般の改正で“解体用機械”として、従来からのブレーカーに加えて、鉄骨切断機(通称ラバンティ、ニブラー、〇〇カッターなどと呼ばれています)、コンクリート圧砕機(通称コンクリートクラッシャーなどと呼ばれています)、解体用つかみ機が追加されて、規制の対象となりました。

これらのアタッチメントは、製造メーカーによって呼名は異なり、装着するアタッチメントそのものの仕様や使用状況によって対象となるものとならないものがあります。使用状況についての適用可否判断は必ずしも細部までは明確ではありませんが、厚労省のQ&Aでも例えば産廃処理場での使用や鉄スクラップ処理現場で使用される機械であっても規制の対象と明記されていますので、スクラップ加工処理ヤード内に限定した使用であっても、適用の対象と考えて求められた対応をしておくことが必要と判断されます。ただし、自動車解体専用での使用の場合は対象から除外されています。また、4本爪のオレンジグラップルも対象外です。詳細は、使用されているアタッチメントのメーカーや機械本体の製造メーカーにお問い合わせ頂くのが確実ですが、工業会のホームページにも写真入り説明書を掲載致します。

2. 事業主(使用者)として求められること

(1) 定期自主検査/特定自主検査の実施

検査内容等詳細につきましては、アタッチメントメーカーや本体機械製造メーカーにお問い合わせ願います。

(2) 運転技能講習

対象機械のオペレーターは、経験に基づきそれぞれ運転技能講習受講が必

要となりました。

必要な講習は、オペレーターの経験年数等で異なり、詳細はホームページ掲載の一覧表を参照願います。講習は、各都道府県の建設業労働災害防止協会、もしくは大手建機メーカーがそれぞれ運営しています。

尚、猶予期間(経過措置期間)は、向こう2年間以内となっています。

(3) その他機械構造上や使用上の規制/努力目標事項等もあります。

詳細は機械メーカー、アタッチメントメーカーにお問い合わせください。

3. 規則改訂の主な Q&A(当工業会に関するもの)

(問) 上記機械を建設解体業以外の事業、現場で使用する場合(鉄スクラップ処理業、産廃物処理業等)で使用する場合にも規制の対象となるか?

(答) 用途ではなく、機械(アタッチメント装着も含め)自体に係わることであり、規制の対象となる。

(問) 鉄スクラップ処理現場や産廃物処理事業現場で使用される『つかみ機』は規制の対象となるか? ※ 主として、廃自動車解体機械を想定。

(答) 規制の対象となる『つかみ機』は、解体用として設計・製造されたものであり、質問の(木造工作物の解体用でないつかみ具を備え)解体作業を行わないスクラップ工場向けに専用的に設計・製造されたものは対象外である。
→ 要約すれば、廃自動車専門の解体用つかみ機は対象とならない。

4. まとめ

今回の規則改訂は、東日本大震災の復旧現場で不慣れなオペレーターによる事故が多発し、監督官庁である厚労省が安全操業の為に迅速に法令を施行した為、製造建機メーカーでも解釈に窮する内容も一部含まれているようです。

従って、建設解体業に従事されている会員各社は所属される(公)全国解体工事業団体連合会等の団体に詳細を問い合わせ、指示を仰ぐようにして下さい。

また、建設解体業に従事されていない解体用機械の使用者である会員各社は、自社内で対象となる可能性のある機械を使用されている場合には、まず個別に取り付けたアタッチメントの製造メーカーもしくは機械本体の担当者に問い合わせ適切な対応を取られるようお願い致します。

5. 本件に関し、工業会ホームページ(会員ページ)に以下を掲載します。

- 1) コベルコ建機殿作成の改正ポイント説明資料
- 2) 本件に関する厚労省発表の説明書およびQ&A

以上